

手続要覧 (Manual of Procedure) 2-2

2013 年版手続要覧における主な改定内容をまとめてみました。

■地区決議会の新設 (審議会番号 13-138) 要覧 150.183.184 ページ RI 細則 7.030RI 細則 15.040RI 細則 15.050

15.050.2. 地区大会および地区決議会の投票手続

地区大会または地区決議会に出席しているクラブの瑕疵なき会員は、ガバナーノミニーの選出、理事指名委員会の委員と補欠委員の選出、ガバナー指名委員会の構成および職務権限、規定審議会の地区クラブ代表議員および補欠議員の選挙、ならびに地区の 1 人当りの賦課金の額の決定を除き、地区大会または地区決議会に提出されたその他の案件のすべてについて投票権を有するものとする。

⇒地区にとっての重要案件は、地区決議会でも採択できる機会の選択肢が増えました。地区大会の開催時期が上半期と下半期の地区では対応が異なります。その理由は、地区大会の開催が下半期の地区の場合、規定審議会提出立法案の審議は RI 提出締め切り年度（今回は 2014 年 12 月末）の前年度地区大会でなければならないが、地区決議会を 2014 年度の 12 月までに開催することができるので追加の立法案が出た場合、郵便投票とともに地区決議会によって審議する機会が増えることになります。

■衛星クラブ(審議会番号 13-32)要覧 203 ページ 標準 RC 定款 6.1.(d)衛星クラブの例会(該当する場合)。細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週 1 回、定期の会合を開くものとする。

■出席規定 (審議会番号 13-12) 要覧 205 ページ標準 RC 定款 9.1

一般規定

各会員は本クラブの例会、あるいは細則により定められている場合は衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加するべきものとする。

終結 - 欠席 要覧 209 ページ 12.4.(a).1

年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも 50 パーセントに達しているか、クラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に少なくとも 12 時間参加していなければならない。または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。

⇒一般規定で奉仕プロジェクトおよびその他の行事参加でも出席扱いとなりました。それではその他の行事とは何を指すか、規定審議会中の議論から家族遠足も活動対象、ゴルフ大会も対象となるはずで、クラブ同好会の活動は違うのではないかと意見もあります。しかし、この議論は本来クラブ細則での「クラブ自治権」の問題であり、クラブに判断に任せるのが本来でしょう。

(文責 丹治正博)